

第3章 計画の推進

男女共同参画社会を実現させていくためには、行政が中心となって関連施策を展開させることはもとより、全ての市民、事業者及び地縁団体等が、それぞれの立場で主体的に男女共同参画に取り組むとともに、あらゆる分野において、互いに連携・協力しながら推進していくことが大切です。

1 庁内推進体制の整備・充実と連携強化

本計画の実施に当たっては、関係部局相互の連携の下、全庁的に総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図っていきます。

2 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働

行政だけでなく地域全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があることから、市民・事業者・地縁団体等との連携・協働を図っていきます。

3 関係機関との連携強化

各施策の実施に当たっては、必要に応じて国・県を始めとする関係機関との情報共有を図ることなどにより、それぞれの実施主体が中心となって、連携・協力しながらより効果的に取組を進めていくよう努めていきます。

